

日本学生支援機構奨学金

第二種奨学金の貸与期間延長（最高学年の学生対象）

現在最高学年で第二種奨学金を受けており今年度貸与が終了する学生のうち、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、卒業予定期を超えてしまった学生を対象に貸与期間延長の申請を受け付けます。申請を希望する学生は対応のエリア支援室にご相談ください。

【1】対象の奨学金

第二種奨学金

【2】対象学年

最高学年

【3】申請要件

次の①～③の全てを満たす者

- ①令和3年度に最高学年で第二種奨学金の貸与を受けている者
（令和3年度の途中で貸与終了する者を含む）
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、就職の内定取消を受けたこと又は就職先が決まらないこと等で、やむを得ず修業年限を超えて在学することとなった者
- ③卒業予定期を超えての在学期間延長及び奨学金貸与の必要性を在学学校長が認める者

【4】提出書類

第二種奨学金貸与延長願

※やむを得ない事由を証明する書類を求める場合があります。

【5】提出締切

令和4年1月11日（火）

【6】提出場所

対応のエリア支援室学生支援・教務

令和3年12月28日

学生部学生生活課